

■ 瀬戸市中小企業振興基本条例の用語解説

第2条（定義）において、用語の意義を定めています。（一部抜粋して以下に掲載）

第1号では「中小企業者」、第2号では「小規模企業者」を定義しています。

中小企業基本法に規定する資本金、従業員数のいずれかかの基準（下表のとおり）を満たす事業者をいいます。この条例では、個々の経営体について明示する場合は「中小企業者」、中小企業全体を表す場合には「中小企業」としています。

■ 中小企業者及び小規模企業者の定義

業種分類	中小企業者		
	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する従業員の数	
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下

「中小企業（者）」という用語は、「小規模企業（者）」を含む概念となっています。この条例で「中小企業（者）」という場合は、「小規模企業（者）」を含んでいますが、特に限定して言及する必要がある場合には、「小規模企業（者）」という用語を用いています。

第5号では「中小企業団体」を定義しています。

愛知県陶磁器工業協同組合や愛知県珪砂鋳業協同組合などの事業協同組合、瀬戸暁工業団地協議会や瀬戸市穴田企業団地連絡協議会などの企業団体、愛知県トラック協会尾東支部瀬戸旭・守山部会、瀬戸焼振興協会、瀬戸市商店街連合会、瀬戸市まるっとミュージアム・観光協会、瀬戸金融協会などを指します。

第6号では「金融機関」を定義しています。

瀬戸信用金庫、三菱UFJ銀行 瀬戸支店、大垣共立銀行 瀬戸支店、十六銀行 瀬戸支店、愛知銀行 瀬戸支店、名古屋銀行 瀬戸支店、あいち尾東農業協同組合 瀬戸支店を指します。

第7号では「支援機関」を定義しています。

中小企業基盤整備機構中部本部、あいち産業振興機構、瀬戸公共職業安定所、日本貿易振興機構名古屋貿易情報センター、認定経営革新等支援機関などを指します。

第9号では「研究機関」を定義しています。

産業技術総合研究所中部センター、あいち産業科学技術総合センター、知の拠点あいち、産業技術センター瀬戸窯業試験場、ファインセラミックスセンターなどを指します。